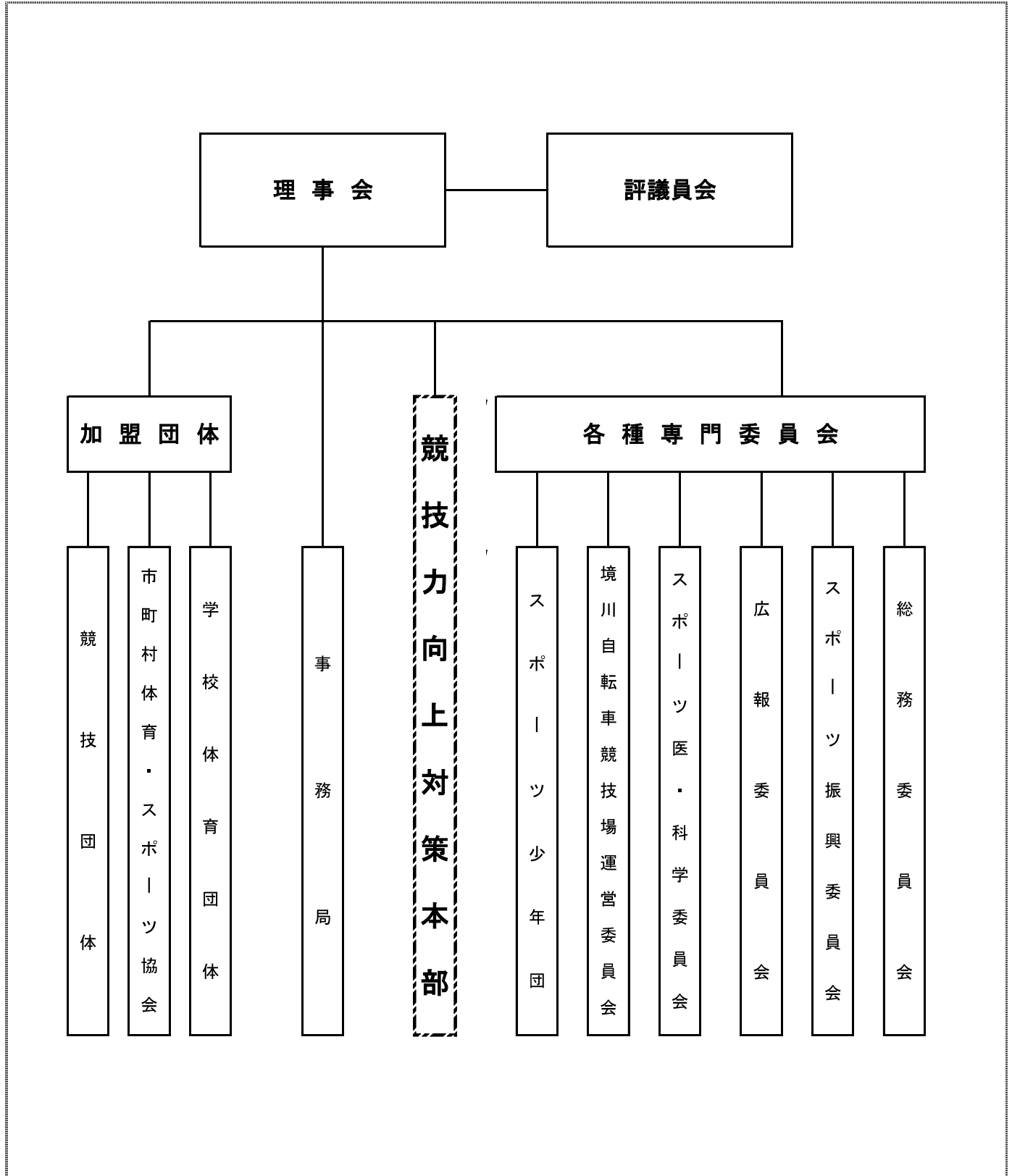


令和5年度 競技力向上対策概要

目 次

1	公益財団法人山梨県スポーツ協会組織図	1
2	競技力向上対策本部規程	2
3	競技力向上対策本部委員名簿	3
4	競技力向上対策本部事務局	4
5	競技力向上基本計画	5
6	競技力向上年次計画（平成16年度～令和5年度）	7
7	競技力向上対策費補助金交付要綱	9
8	令和5年度競技力向上対策費補助金交付の基本方針について	11
9	令和5年度競技力向上対策費補助金の事務処理手続きについて	13
【各種要項】		
10	競技力向上対策費補助金交付要綱細則	18
11	令和5年度ジュニアアスリート・トータルサポート事業費補助金交付要項	19
12	令和5年度成年チーム指定強化事業（指定・重点）実施要項	21
13	令和5年度成年チーム指定強化費補助金対象チーム一覧	22
14	競技力向上事業に関わる県有体育施設等の使用料減免要綱	23
【強化関連中高運動部】		
15	第14期（令和5～7年度）「山梨県高等学校運動部強化指定」学校別一覧	24
16	第14期（令和5～7年度）「山梨県高等学校運動部強化指定」競技・種目別一覧	25
17	令和5～7年度「中学校運動部活動推進部（第13期）」中学校別一覧	26
18	令和5～7年度「中学校運動部活動推進部（第13期）」種目別一覧	27
【資 料】		
19	山梨県関係のオリンピック出場選手並びに成績等	28
20	国民体育大会各都道府県男女総合（天皇杯）順位一覧表（第60回まで）	36
21	国民体育大会各都道府県女子総合（皇后杯）順位一覧表（第60回まで）	38
22	国民体育大会各都道府県男女総合（天皇杯）順位一覧表（第61回～）	40
23	国民体育大会各都道府県女子総合（皇后杯）順位一覧表（第61回～）	41
24	国民体育大会山梨県の男女総合成績（天皇杯得点）過去5年間の変遷	42
25	国民体育大会山梨県の女子総合成績（皇后杯得点）過去5年間の変遷	43
26	国民体育大会山梨県の競技別男女総合成績（天皇杯得点）	44
27	国民体育大会山梨県の競技別女子総合成績（皇后杯得点）	45
28	第77回国民体育大会団体入賞者一覧	46
29	第77回国民体育大会個人入賞者一覧	47
30	国民体育大会山梨県選手の参加人員	48
31	令和4年度全国中学校体育大会等成績	50
32	令和4年度全国高等学校総合体育大会成績	51
33	令和4年度高等学校各種全国大会入賞成績	53
34	特別国民体育大会日程と会場一覧表	54
35	国民体育大会実施競技及び参加人員	57
36	特別国民体育大会関東ブロック大会 競技日程・会場・アクセス一覧	61
37	令和5年度（2023年度）特別国民体育大会等関連行事日程	62
38	令和5年度競技力向上関係行事予定表	64

公益財団法人 山梨県スポーツ協会 組織図



競技力向上対策本部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第36条の規定に基づき設置された、競技力向上対策本部（以下「本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本部は、本県選手が国民体育大会や各種大会等において優秀な成績を収めることができるよう競技力の向上を図るとともに、県民のスポーツへの関心を高め、本県スポーツの発展を期することを目的とする。

(事 業)

第3条 本部は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 選手の育成・強化に関する事
- (2) 指導者の養成及び確保に関する事
- (3) スポーツの普及・啓発に関する事
- (4) その他競技力向上に必要な事業に関する事

(本部委員等の選任)

第4条 本部に本部長、副本部長、その他必要な委員を置く。

2 本部長、副本部長は、会長が本協会理事の中から選出し委嘱する。

3 本部長、副本部長以外の委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 県の代表 | 1名 |
| (2) 県高等学校体育連盟代表 | 1名 |
| (3) 県小中学校体育連盟代表 | 1名 |
| (4) 企業スポーツ連絡協議会代表 | 1名 |
| (5) スポーツ医・科学委員会代表 | 1名 |
| (6) 県スポーツ協会加盟競技団体代表 | 若干名 |
| (7) 学識経験者 | 若干名 |

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第6条 本部長は、本部を代表し会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、職務を代行する。

(会 議)

第7条 本部会議は本部長が必要に応じて招集して、議長となり本部の目的を遂行するため、必要な事項を審議決定する。

2 本部会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(費用)

第8条 本部委員が本協会の職務のため旅行した場合に要する費用として、旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、本協会旅費規程を準用する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、その運営に関して必要な事項は、本部で定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

平成31年4月1日一部改正（名称変更）

競技力向上対策本部委員名簿

役 職	氏 名	所 属
本 部 長	下 田 正 二 郎	公 益 財 団 法 人 山 梨 県 ス ポ ー ツ 協 会
副本部長	落 合 直 樹	公 益 財 団 法 人 山 梨 県 ス ポ ー ツ 協 会
副本部長	武 井 多 加 志	公 益 財 団 法 人 山 梨 県 ス ポ ー ツ 協 会
委 員	秋 山 知 洋	山 梨 県 小 中 学 校 体 育 連 盟
委 員	岡 田 孝 秀	山 梨 県 観 光 文 化 ・ ス ポ ー ツ 部 ス ポ ー ツ 振 興 課
委 員	小 佐 野 若 葉	山 梨 県 ス ケ ー ト 連 盟
委 員	神 田 忠 彦	一 般 社 団 法 人 山 梨 県 水 泳 連 盟
委 員	小 池 一 仁	学 識 経 験 者
委 員	塩 澤 寛 治	山 梨 県 カ ヌ ー 協 会
委 員	辻 知 恵	山 梨 県 企 業 ス ポ ー ツ 連 絡 協 議 会
委 員	寺 本 祐 治	山 梨 県 ホ ッ ケ ー 協 会
委 員	楡 井 俊 彦	山 梨 県 ハ ン ド ボ ー ル 協 会
委 員	早 川 誠 司	山 梨 県 自 転 車 競 技 連 盟
委 員	半 田 昌 一	一 般 財 団 法 人 山 梨 陸 上 競 技 協 会
委 員	樋 川 光 司	一 般 社 団 法 人 山 梨 県 空 手 道 連 盟
委 員	深 沢 一 智	一 般 社 団 法 人 山 梨 県 サ ッ カ ー 協 会
委 員	藤 原 篤	公 益 財 団 法 人 山 梨 県 ス ポ ー ツ 協 会 ス ポ ー ツ 医 ・ 科 学 委 員 会
委 員	古 田 厚 司	山 梨 県 高 等 学 校 体 育 連 盟
委 員	古 屋 す み	山 梨 県 ラ イ フ ル 射 撃 協 会
委 員	山 本 裕	一 般 社 団 法 人 山 梨 県 バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 協 会
委 員	吉 成 謙	山 梨 県 ア ー チ ェ リ ー 協 会

競技力向上対策本部事務局

山梨県スポーツ協会

事務局長（事務取扱） 井 出 仁

事務局次長 望 月 泰 城

スポーツ振興課長 八 巻 智 也

スポーツ振興課長代理 田 辺 雅 恵

スポーツ振興課 振興担当 望 月 星 太 郎 田 中 翔 大

山梨県観光文化・スポーツ部スポーツ振興課 競技スポーツ担当

職	氏 名	担 当 競 技
課長補佐	平 子 順 一	・全競技の統括 ・相撲 ・柔道 ・弓道 ・剣道 ・空手道 ・銃剣道 ・なぎなた
リーダー 副主幹	蘆 原 慎 也	・サッカー ・ゴルフ ・レスリング ・ウエイトリフティング ・ハンドボール ・自転車 ・馬術 ・アーチェリー ・クレ射撃 ・トライアスロン
副主査	山 田 庸 介	・スケート ・アイスホッケー ・ローイング ・セーリング ・カヌー ・テニス ・ボクシング ・バレーボール ・バスケットボール ・ソフトテニス ・卓球 ・ライフル射撃
主 任	小 澤 直 輝	・スキー ・水泳 ・ボウリング ・陸上 ・ホッケー ・体操 ・軟式野球 ・フェンシング ・ソフトボール ・バドミントン ・ラグビーフットボール ・山岳

競技力向上基本計画

1 趣 旨

競技スポーツは人間の可能性を追求し、自らの能力と技術の限界に挑む競技者のひたむきな姿やその成果は、多くの人々に夢や感動を与えるなど健全で活力ある社会の形成になくてはならないものである。また、国際的・全国的なスポーツ競技会などで本県選手が活躍することは県民に明るい話題を提供し、日々の暮らしに潤いと活力をもたらすものである。

本県では、昭和61年のかいじ国体の開催を契機に平成8年及び平成26年に全国高校総合体育大会、平成13年、平成17年、平成30年に国民体育大会冬季大会を開催するなどして、30年余りにわたり競技水準の維持向上に力を注ぎ、大きな成果を上げてきた。

また、令和元年にはラグビーワールドカップ2019、令和3年には2020東京オリンピック・パラリンピックが開催され、その日本代表選手の勇姿に感激しトップアスリートを目指す若い世代の選手が増加する可能性が高く、そのサポートを行うことも重要な責務となる。

さらに、令和3年の山梨県議会2月定例会において、令和14年に国民体育大会の開催を招致するとの表明があり、前回のかいじ国体と同様に天皇杯、皇后杯を奪取するべく、計画的な競技力向上に努めて行かなければならない。

このような現状を踏まえ、公益財団法人山梨県スポーツ協会競技力向上対策本部（以下「本部」という。）は、この基本計画を定め、本部が取り組むべき基本的な施策を明らかにするものである。

2 目 標

基本目標は次のとおりとする。

○ 競技力の向上

＊競技団体や学校体育団体等に対する支援や優秀選手の育成・強化を実施し、天皇杯900点、20位台を目標とする。

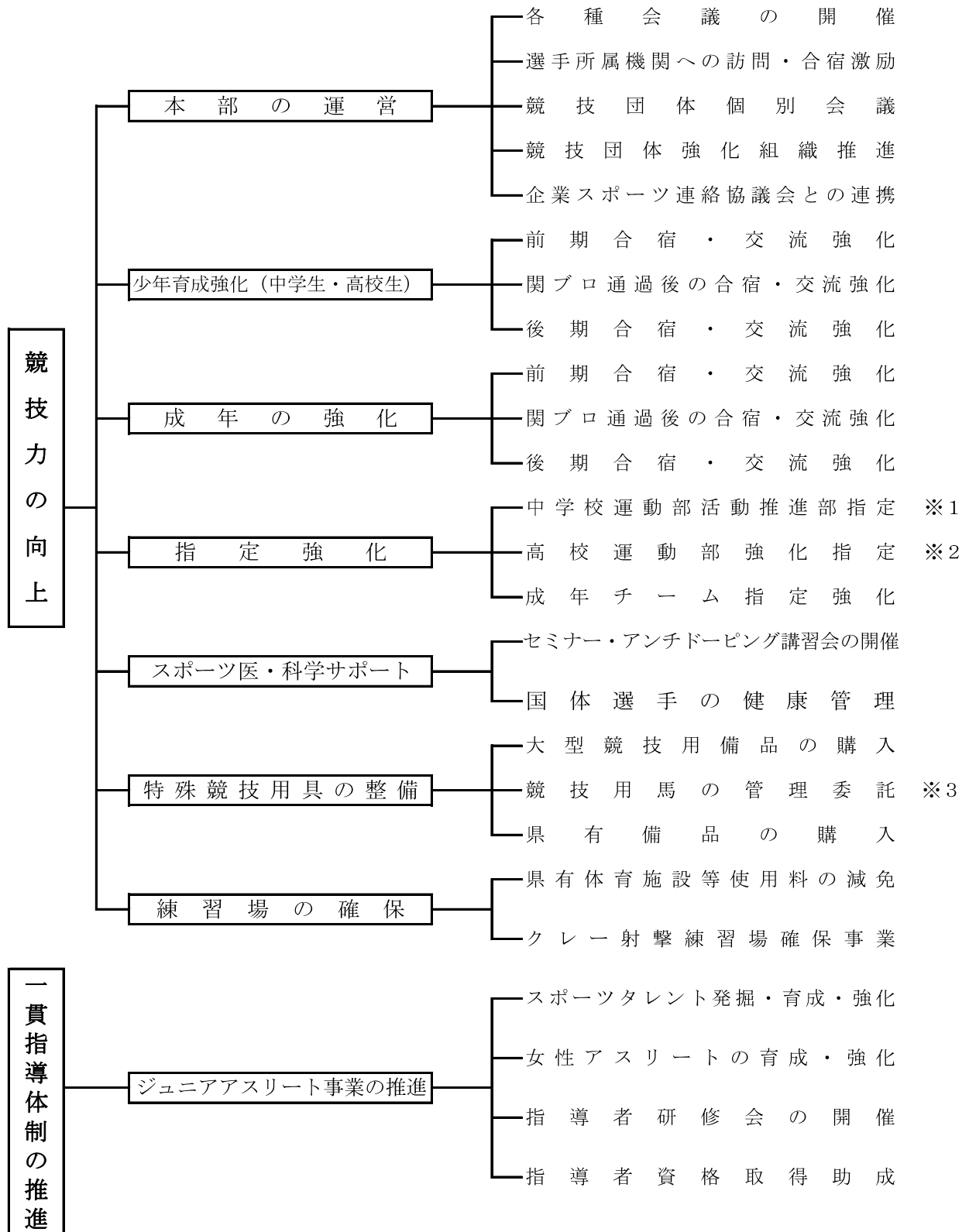
○ 2巡目国体に向けた一貫指導体制の推進

＊継続的な競技力の向上のための、「スポーツタレントの発掘・育成・強化」、「女性アスリートの育成・強化」、「指導者の育成」、を図る。

3 期 間

この計画は本県の山梨県スポーツ推進計画と本協会のスポーツ推進計画に基づき、令和元年から6年とする。

競技力向上事業体系図



※1 小中体連、※2 高体連、※3 馬事振興センター

競技力向上年次計画（平成16年度～令和5年度）

事業名			平成16年度	平成17～20年度	平成21～25年度	平成26～30年度	令和元～5年度		
競技力向上	中学生（少年）	合交宿流	中学上位チーム強化	19競技411人(合宿・交流)	→	平成26年全国高校総体への選手強化(県内開催8競技) 39競技701人(合宿・交流)	→		
			中学優秀選手強化	39競技(中学3年生)	→				
			平成30年第73回国体冬季大会スケート競技会				(平成30年1月開催)	→	
		競技力向上体制	中学校運動部活動推進部の指定	27競技(101校114部)	第7期(平成17年度98校 116部)	第8期(平成20・21年度98校 116部)	第10期(平成26～28年度 92校 116部)	第12期(令和2～4年度 57校 103部)	
					(平成18年度97校115部)	(平成22年度97校116部)		→	
			中学優秀選手の指定と名簿作成	39競技	→		第9期(平成23・24年度95校 116部)	第11期(平成29～令和元年度 86校 116部)	
			競技人口の少ない競技運動部設置推進			→			
		高校生（少年）	合交日帰宿流り	国体候補選手強化	41競技(合宿・交流)				→
				高校上位チーム強化	38競技代表1チーム		→		
				高校1年生大会実施	38競技 県大会の実施	→			
	平成17年第60回国体冬季大会スケート競技会			合宿・交流	→				
	平成19年全国高校総体スケート・アイスホッケー競技会				(平成20年1月開催)	→			
	平成30年第73回国体冬季大会スケート競技会						(平成30年1月開催)	→	
	大会派遣	国際試合等出場選手助成	5人程度					→	
		競技力向上体制	高校運動部活動強化指定	38競技(122部)	第8期(平成17～19年度41校38競技122部)	第9期(平成20～22年度42校37競技121部)	第11期(平成26～28年度37校36競技104部)	第13期(令和2年～4年40校36競技104部)	
						第10期(平成23～25年度41校37競技124部)	第12期(平成29年～令和元年34校36競技103部)	→	
			国体候補選手の指定	38競技	37競技	36競技	38競技	38競技	
	成年	合交日帰宿流り	国体候補選手強化	41競技(合宿・交流)				→	
			平成17年第60回国体冬季大会スケート競技会	合宿・交流	→				
			平成30年第73回国体冬季大会スケート競技会				(平成30年1月開催)	→	
大会派遣		国際試合等出場選手助成	15～20人程度					→	
競技力向上体制		成年チームの指定強化	指定チーム	20チーム(企業・大学・クラブ)	約20チーム	17チーム	17チーム 19チーム 13チーム(H29～)	13チーム	
								→	
		重点チーム	9チーム	10チーム	10チーム	10チーム 9チーム(H29～)	9チーム		
							→		
		国体候補選手の確保	41競技					→	
本県出身大学生優秀選手の確保	41競技					→			

事業名			平成16年度	平成17～20年度	平成21～25年度	平成26～30年度	令和元～5年度	
競技力の向上	特用整備	特殊競技用具の整備					→	
		特殊競技用具の消耗品の補助		→				
		競技馬管理委託	競技馬7頭	→	6頭	6頭	→	
		県有備品の購入	県有馬の購入				→	
	特別助成	山梨県スポーツ協会特別助成					※令和3、4年度は実施なし	
		2020東京オリンピック選手活用・育成事業				※H28からR1(4年間)	→	
	練習確保	有使用料補助施設	スケート・アイススケート・スノー・ボウリング	→				
		県有体育施設使用料減免	1/2の減免				→	
	競団強化	企業スポーツ連合協議会活動促進	会議の開催				→	
		競技団体の強化実	40競技団体			41競技団体	→	
指導体制の充実	支援体制の確立	選手(学校・職場)所属訪問	40競技団体			41競技団体	→	
		競技団体及び選手負担軽減	40競技団体			41競技団体	→	
	選手健康管理	医・科学サポート					→	
							→	
	一貫指導体制の実現	一貫指導体制の確立(H16～18)	一貫指導プログラムの導入・委員会の設置	40競技団体(運営委員選任・指導教本・指導マニュアル)				
			指導者の養成	40競技団体(研修会・中央講習会への派遣)	→			
		ジュニア選手強化(H19～21)	ジュニア競技者指導	40競技団体(アロワ開催・競技団体別開催等)	→			
			ジュニアアスリート強化推進会議	40競技団体(全体会の開催)H22～41競技団体	→			
		グロースリース推進(H22～24)	指導者の養成	40競技団体(マニファ・トップレベル研修会・中央講習会への派遣)H22～41競技団体	→			
			ジュニア競技者の指導	40競技団体(スポーツ教室・講習会・合同練習会)H22～41競技団体(スポーツイベント・フェスティバルの開催・小学生7選手の強化)	→			
ジュニア選手強化(H25～27)		スポーツタレント発掘・育成・強化				41競技団体(スポーツイベント・フェスティバルの開催)		
		指導者の養成・強化				41競技団体(指導者研修会・技術講習会への派遣)		
ジュニア選手強化(H28～30)		競技者育成・強化				41競技団体(スポーツ教室・講習会の開催、小中・中高合同練習会)		
		東京オリ・パラ候補選手活用・育成講習会の開催				東京オリンピック候補選手が実施する県内ジュニア選手及び指導者を対象にした講習会		
指導体制の充実	指導者養成事業(R1～)	合同事業の開催					41競技団体(小中学生対象のスポーツイベントを複数競技団体が合同で実施)(令和3年度にて終了)	
		個別事業の開催					41競技団体(小中学生対象のスポーツイベントを各競技団体が実施)	
	ジュニア選手強化(H1～)	育成練習会の開催					41競技団体(発掘したターゲットエイジを対象とした練習会の実施)	
		女子選手育成(練習会)の実施					14競技団体(発掘した女子ターゲットエイジを対象とした練習会の実施)	
	指導者養成事業(H1～)	女子選手育成(合宿・大会参加)の実施					14競技団体(発掘した女子ターゲットエイジを対象とした合宿・大会参加)	
		東京オリ・パラ候補選手活用・育成講習会の開催					東京オリンピック候補選手が実施する県内ジュニア選手及び指導者を対象にした講習会(令和2年度にて終了)	
	指導者養成事業(H1～)	指導者資格取得経費の助成事業の実施					国体監督資格を保有した若手指導者および学校部活動顧問の確保	
		指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	
	指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	
		指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		
指導者養成事業(H1～)	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成	指導者の養成		

競技力向上対策費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 公益財団法人山梨県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）は、各競技団体等（以下「団体等」という。）が行う競技力向上事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人山梨県スポーツ協会会計規程に準ずるほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の対象となる事業及び経費）

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第3条 補助金は、予算の範囲内で会長が別に定める額とする。

（補助金交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（第1号様式）に、必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第5条 会長は、前条の規定により団体等から補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、交付すべきものと認めたとき、補助金交付決定通知書（第2号様式）を送付するものとする。

（補助金交付の条件）

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）団体等は、補助金交付の目的に従い、最小の経費で最大の効果が上がるよう、経費の効率的な使用に努めなければならない。

（2）この補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。

（3）団体等は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書（第3号様式）により、会長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更をきたさない軽微な変更については、この限りではない。

（補助金交付の方法）

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、会長が必要と認めたときは、概算払いにより交付することができる。

2 団体等は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

（実績報告書等の提出）

第8条 団体等は、補助事業が完了した日から30日以内又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に、必要書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、冬季競技（スケート・アイスホッケー・スキー）は補助事業が完了した日から30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第9条 会長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類を審査し、その報告が適正であることを確認した場合は、補助金の額を確定し、団体等に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第10条 団体等は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。なお、帳簿及び証拠書類等については、補助事業の完了した年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

2 団体等は、補助事業により取得した特殊競技用具等については、あらかじめ会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反し、使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正（名称変更）

令和3年4月1日から施行する。

令和4年4月1日から施行する。（事業変更）

<別 表>

補助対象事業及び補助対象経費は下記のとおりとする。

NO	補 助 対 象 事 業		補 助 対 象 経 費
1	競技団体選手強化事業	強化事業	旅費・需用費・使用料及び賃借料
		トレーナー帯同	報償費
2	ジュニアアスリート トータルサポート事業	ターゲットエイジ 発掘・育成事業	個別発掘事業 旅費、使用料及び賃借料、報償費、需用費、 役務費
			育成練習会 使用料及び賃借料、報償費、役務費
			女子選手育成（練習会） 使用料及び賃借料、報償費、役務費
3	成年チーム指定強化事業	指導者養成事業	女子選手育成（県外合宿、県外大会参加） 旅費、使用料及び賃借料、報償費、役務 費
		指定チーム	講習会受講料、旅費 ※資格登録料は対象外
3	成年チーム指定強化事業	重点チーム	旅費、使用料及び賃借料、需用費、
		重点チーム	旅費

令和5年度競技力向上対策費補助金の基本方針について

1 目 的

競技力向上対策本部は山梨県スポーツ推進計画をもとに競技力向上計画を策定し、重点強化方式と2巡目国体に向けた一貫指導体制を推進するため、次の3点を柱に競技力の向上を図るものとする。

- (1) 競技人口の拡大と優秀選手の発掘・育成・強化
- (2) 指導者の養成・確保と指導体制の確立
- (3) 競技力向上のための条件整備

各競技団体はこれらの柱に基づいた強化計画を立て、各事業を進めるものとし、本部は、各競技団体の計画に対し予算の範囲内で助成する。

なお、補助金の配分は次によるものとする。

2 補助について

本部は各競技団体が設定した目標とその目標達成のための計画を検討し、それに基づいて補助を行う。

(1) 補助項目

- ① 競技団体選手強化事業費（成年、少年強化・スポーツトレーナー帯同）
- ② ジュニアアスリート・トータルサポート事業費（育成・発掘・指導者養成）
- ③ 成年チーム指定強化事業費（指定強化・重点強化）

(2) 補助項目の積算基礎

原則として競技全体及び種別、選手を単位とし、人数については各競技団体エントリー選手数及び推薦された者の認定者数とする。

① 競技団体選手強化事業費

国体出場候補選手の強化を図っていく基礎部分強化費と、優秀な成績を収め、競技団体から推薦された選手を重点強化選手として強化を図っていく重点部分強化費とし、計画的・継続的に強化するための事業に要する経費の一部を助成する。

より効果的な事業を実施するためのスポーツトレーナー帯同に係る経費の一部を助成する。

【基礎部分強化費】

- ・基礎部分人数は、国体エントリー数（国体出場予定選手数）の1.5倍＋監督数を補助対象とする。

【重点部分強化費】

- ・重点強化人数は、当該年度の実績を基に各競技団体から推薦された者を基準大会の成績に応じたポイントに、基準大会以外の成果のポイントを加算し、ポイント数上位の者から認定の上、予算の範囲内で補助対象とする。

【スポーツトレーナー帯同費】

- ・スポーツトレーナーの強化事業帯同に係る謝金を補助対象とする。

② ジュニアアスリート・トータルサポート事業費

山梨県の全競技団体がそれぞれの強化方針の下、2巡目国体に向けた一貫指導体制を推進し、選手の発掘・育成、女性アスリートの発掘・強化など継続的な競技力の向上事業に要する経費の一部を助成する。

若手指導者の資格取得を推進し、2巡目国体に向けた指導者の確保と中学校部活動指導における効率的な指導を行うため、資格取得に係る経費の一部を助成する。

③ 成年チーム指定強化事業費（指定強化・重点強化）

成年選手の競技力の維持向上並びに国民体育大会において優秀な成績を収めるため、大学・企業・クラブチームの中から指定強化チーム・重点強化チームを指定し、活動に要する経費の一部を助成する。

（３）補助金交付について

補助金の交付は年１回、事業ごとに交付する。

令和5年度競技力向上対策費補助金の事務処理手続きについて

1 実施事業

- (1) 競技団体選手強化事業
- (2) ジュニアアスリート・トータルサポート事業
- (3) 成年チーム指定強化事業

2 交付申請手続き

「令和5年度競技力向上対策費補助金の実施について（通知）」を受け、次の書類により提出する。なお、事業で必要書類が異なるため、各事業の要項や要領を確認の上、提出すること。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 事業参加者名簿

3 補助金の振込

交付申請書を審査のうえ、決定通知を送付し、請求書または、概算払請求書の提出後、指定口座に補助金を振り込む。

4 事業の実施及び変更

強化計画により実施していただくが、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ「補助金変更交付申請書」により、会長の承認を受けなければならない。

ただし、補助金の額に変更をきたさない軽微な変更についてはこの限りではない。

5 実績報告

各競技団体の責任者は、事業完了の日から30日以内又は該当年度内の3月10日までのいずれか早い日までに次の書類を公益財団法人山梨県スポーツ協会に提出する。なお、事業で必要書類が異なるため、各事業の要項や要領を確認の上、提出すること。

※冬季競技については事業完了の日から30日以内又は該当年度内の3月31日までのいずれか早い日までとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 決算一覧表
- (4) 実施報告書
- (5) 参加者名簿

6 補助金の管理について

- (1) この補助事業は特別会計とし、収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区別しておかなければならない。
- (2) 経理責任者は、預金通帳・出納簿・支出証拠書類を整理し、経理の状況を常に明確にし、県スポーツ協会から指示があった場合は、すみやかに書類を提出できるようにしておかなければならない。

7 支出証拠書類の整備について

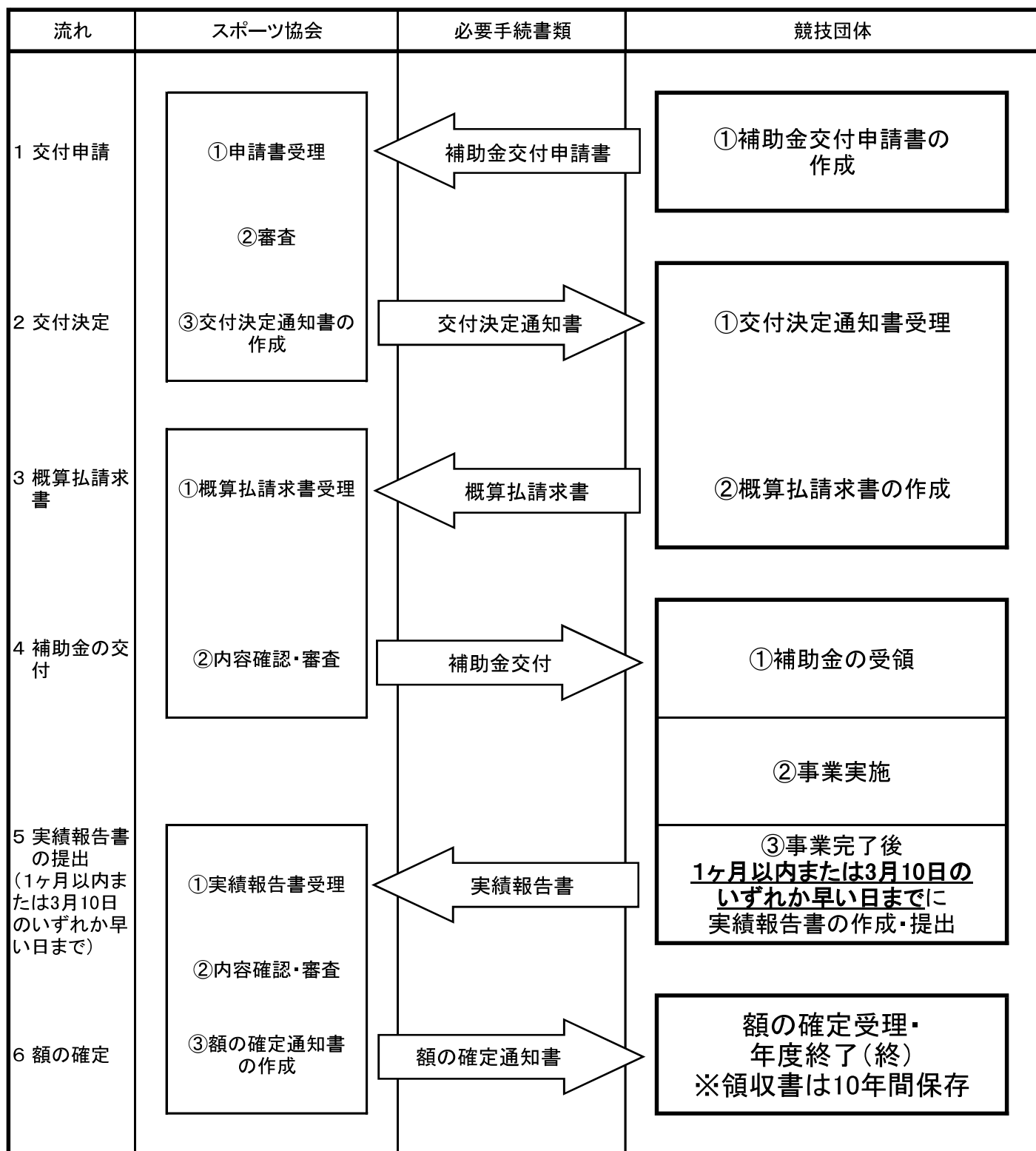
- (1) 1回の事業実施ごとに事業報告書を作成する。
- (2) 領収書等の整備
 - ・各事業精算書に明細の記載してある領収書を添付する。（計上経費は全て）
 - ・事業参加者名簿を作成する。

8 会計監査

県スポーツ協会は、補助対象事業の適正な執行を図るため必要あるときは、補助対象事業の実施状況について会計監査を行うことができる。

補助金事務手続きの流れ

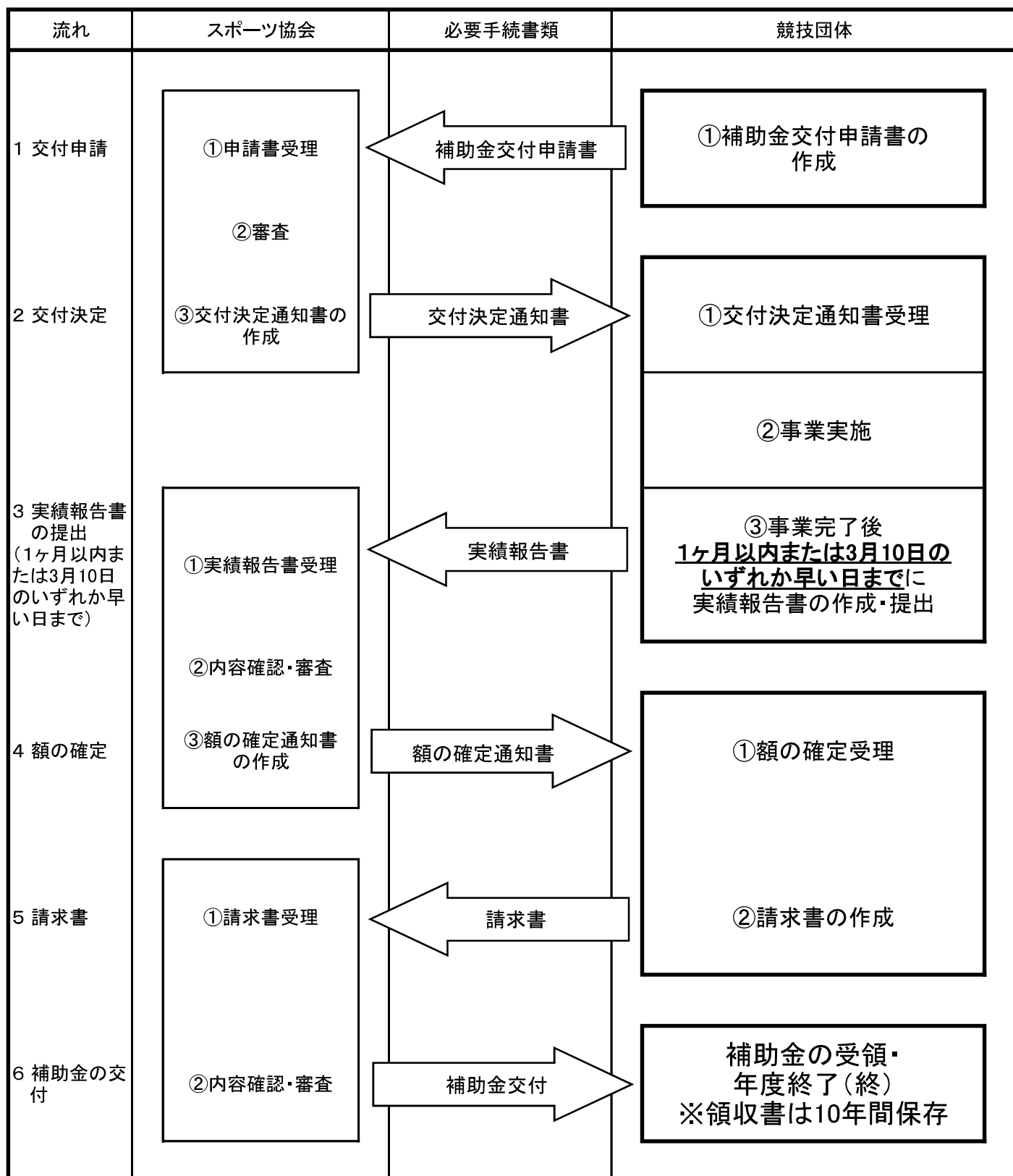
(概算払の場合)



※1. 請求書を提出する際は、振込先の記入内容に誤りがないかご確認の上、ご提出をお願いします。

※2. 請求書に記載の振込先誤りによる再振込にかかる手数料は団体負担となります。

(精算払の場合)



※1. 請求書を提出する際は、振込先の記入内容に誤りがないかご確認の上、ご提出をお願いします。

※2. 請求書に記載の振込先誤りによる再振込にかかる手数料は団体負担となります。

<第1号様式>

第 一 号
令和 年 月 日

公益財団法人山梨県スポーツ協会
会 長 殿

団 体 名
代 表 者 氏 名 印

令和 年度競技力向上対策費補助金（〇〇事業費）交付申請書

このことについて、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 交 付 申 請 書 金 円
- 2 事 業 計 画 書
- 3 収 支 予 算 書
- 4 参 加 者 名 簿
- 5 その他必要書類

<第2号様式>

第 一 号
令和 年 月 日

団 体 名
代 表 者 氏 名 殿

公益財団法人山梨県スポーツ協会
会 長 印

令和 年度競技力向上対策費補助金（〇〇事業費）交付決定通知書

令和 年 月 日付け、第 一 号で申請のあった補助事業について、次のとおり交付額を決定します。

- 1 交 付 決 定 額 金 円

<第3号様式>

第 一 号
令和 年 月 日

公益財団法人山梨県スポーツ協会
会 長 殿

団 体 名
代 表 者 氏 名 印

令和 年度競技力向上対策費補助金（〇〇事業費）変更交付申請書

令和 年 月 日付け、梨スポ振第 一 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更交付の申請をします。

- 1 変 更 交 付 申 請 額 金 円
- 2 事 業 計 画 書
- 3 収 支 予 算 書

<第4号様式>

第 一 号
令和 年 月 日

公益財団法人山梨県スポーツ協会
会 長 殿

団 体 名
代 表 者 氏 名 印

概算払請求書

令和 年 月 日付け、梨スポ振第 一 号で交付決定のあった競技力向上対策費補助金
(〇〇事業費)について、次のとおり概算払の請求をします。

- 1 概算払請求額 金 円
- 2 概算払の理由
- 3 支払い方法
- 4 振込先 銀行 支店
預金種別 口座番号
口座名義

<第5号様式>

第 一 号
令和 年 月 日

団 体 名
代 表 者 氏 名 殿

公益財団法人山梨県スポーツ協会
会 長 印

令和 年度競技力向上対策費補助金(〇〇事業費)実績報告書

令和 年 月 日付け、第 一 号で交付決定のあった補助事業に係る実績報告書について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 事業報告書
- 3 収支決算書
- 4 決算一覧表
- 5 参加者名簿
- 6 その他必要書類